

支部機能移転後の各種お問い合わせについて

宅建協会中部支部

6月より支部機能を移転するにあたり、各お問い合わせの窓口が変更となります。特に多いお問い合わせの窓口を下記の通りまとめましたので、ご参考くださいますようお願い申し上げます。

① 取引士法定講習・取引士証の交付（新規・書換・再交付）

■ 法定講習の申し込み、新規交付等、取引士に係る事

【問い合わせ先】	本部事務局 法定講習担当
TEL	054-246-1511
URL	https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=2#link

② 各種変更届

■ 従業者の変更、事務所の移転、会員権の承継等、届出内容の変更に係る事
（従業者証明書の発行についてもこちら）

【問い合わせ先】	本部事務局 変更届担当
TEL	054-246-1511
メール	henkou@shizuoka-takken.or.jp
URL	https://www.shizuoka-takken.or.jp/download/#link2

③ 営業免許更新

■ 5年に一度の営業免許の更新、新規申請等、営業免許に係る事

【問い合わせ先】	本部事務局 免許更新担当
TEL	054-246-1511
URL	https://www.shizuoka-takken.or.jp/download/#link1

④ 電話相談

■ 契約書の書き方等業務に関する電話相談、不動産相談等

【問い合わせ先】	本部事務局 相談担当
TEL	054-247-2103（10:00～15:00）
URL	https://www.shizuoka-takken.or.jp/contact/consult.php

※上記以外の、中部支部事業に関するお問い合わせ（R7.6/2～）

■ 支部旅行、新年会、支部で実施する研修会等

【問い合わせ先】	中部支部事務局
TEL	054-246-7409
メール	chubu@shizuoka-takken.or.jp

2025.5作成